

京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、平成17年度における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）及び条例に基づく措置の実施状況を次のとおり公表します。

平成18年8月1日

京都市長 榎本 頼兼

事 項	件 数
保管用地の届出の件数	2
保管用地の廃止の件数	0
搬入一時停止命令の件数	0
土地所有者等に対する勧告の件数	0
支障の除去等の命令の件数	0
監視等の件数	5,066
報告の徴収の件数	0
立入検査の件数	220
専門的な知見を有する者の意見の聴取の件数	0
法に係る公表の件数	4
法第14条の3の2の規定による産業廃棄物処理業の許可取消し	4
法第15条の3の規定による産業廃棄物処理施設の許可取消し	0
法第19条の3第2号の規定による改善命令	0
法第19条の5の規定による措置命令	0
法違反の告発	0

注1 「立入検査の件数」とは、不法投棄現場等に対する立入検査の実績であり、法又は条例に基づく立入検査数をいう。

2 「監視等の件数」及び「立入検査の件数」については、重点監視地域である大岩街道周辺地域の件数を除く。

（環境局循環型社会推進部廃棄物指導課）